平成２７年（フ）第３７号
兵庫県南あわじ市福良甲1302番地１、主たる営業所兵庫県南あわじ市賀集八幡330番地
破産者　くすりのサカグチこと　坂口　信明
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第４７号
広島市中区西川口町17番26―403号
破産者　山室　俊子
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３号
愛媛県松山市平井町甲1500番地１
破産者　本田　賢三
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６１号
長野県安曇野市穂高5920番地７
破産者　林　　俊幸
1　決定年月日　平成28年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６７６号
福岡県遠賀郡水巻町吉田団地59番508号
破産者　吉田　文子
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０６号
仙台市青葉区落合６丁目17番地の４、従前の住所仙台市宮城野区榴岡１丁目７番８号　アドバンスビル６Ｆ
破産者　崔　　榮桓
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８２３号
名古屋市中川区十番町３丁目15番地の１　パールシティ88　401号、開始決定時の住所名古屋市熱田区六番１丁目４番24号
破産者　鈴木　哲郎
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３９５号
大阪市港区築港２丁目３番５号　正岡マンション401号、前住所大阪市港区築港２丁目１番３―602号
破産者　秋定　俊哉
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１４０号
大阪府藤井寺市小山１丁目１番40号
破産者　服部孝康こと　服部　　正
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４１号
大阪府吹田市垂水町１丁目29番１号
破産者　入江　史郎
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９２１号
大阪市住之江区南港中２丁目２番42―801号
破産者　松塚　幹武
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１３６号
大阪府八尾市上之島町南１丁目58番地の３
破産者　保坂　雅之
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１４７号
大阪府豊中市長興寺北３丁目６番46号　コーポ楓202号、開始決定時の住所大阪府豊中市上野西２丁目19番34号
破産者　牧本　宜樹
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７５０号
兵庫県加古川市平岡町新在家902番地の63、開始決定時大阪市東淀川区淡路３丁目20―47―110
破産者　辻　　美保
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２９号
堺市西区浜寺船尾町東２丁267番地
破産者　泰良　忠司
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
神戸市垂水区桃山台４丁目８番地の10　ガーデンハイツ桃山台弐番館107号
破産者　石田　康徳
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１３号
岡山県笠岡市十一番町７番地14
破産者　二川　俊光
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係